# 高知県特定非営利活動促進法施行細則

制 定 平成10年10月20日規則第114号 最終改正 令和6年4月1日規則第45号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)を施行するため、法及び 高知県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年高知県条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し、法、 特定非営利活動促進法施行令(平成23年政令第319号)及び特定非営利活動促進法施行規則(平成23年内閣府令 第55号)並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (設立の認証の申請手続)

- 第2条 条例第2条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- **2** 条例第2条第1項の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

#### (公表の方法)

第2条の2 条例第3条第1項ただし書の規則で定める方法は、県庁前の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

#### (縦覧等の場所)

第3条 条例第3条第2項、第13条第1項及び第28条第1項の規則で定める場所は、高知県文化生活部県民生活課内に設置する。

### (申請書等の補正の手続)

- 第4条 条例第4条第2項(条例第8条第2項又は第19条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の補正書は、別記第2号様式によるものとする。
- 2 申請書に2部添付された書類に不備があるときの補正については、条例第4条第2項の規定により前項の補正書 に添付しなければならない補正後の当該書類は、2部とする。

### (設立の登記の届出手続)

- 第5条 条例第5条の届出書は、別記第3号様式によるものとする。
- 2 法第13条第2項及び条例第5条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第13条第2項の登記事項証明書には、その写しを添付しなければならない。
- 3 法第13条第2項及び条例第5条の規定により第1項の届出書に添付しなければならない法第13条第2項の財産 目録は、2部とする。

## (役員の変更等の届出手続)

- 第6条 条例第7条第1項の届出書は、別記第4号様式によるものとする。
- 2 法第23条第1項及び条例第7条第1項の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第23条第1項の 役員名簿は、2部とする。

### (定款の変更の認証の申請手続)

- 第7条 条例第8条第1項の申請書は、別記第5号様式によるものとする。
- 2 条例第8条第1項の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第25条第4項の定款並びに事業計画 書及び活動予算書は、それぞれ2部とする。
- 3 条例第8条第1項の規定により第1項の申請書に添付しなければならない法第26条第2項の法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び事業報告書等は、それぞれ2部とする。
- 4 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を申請するときにあっては、条例第8条第1項に規定するもののほか、法第52条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

# (軽微な事項に係る定款の変更の届出手続)

- 第8条 条例第9条の届出書は、別記第6号様式によるものとする。
- 2 条例第9条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第25条第6項の定款は、2部とする。

### (定款の変更の登記の届出手続)

- 第9条 法第25条第7項の規定により提出しなければならない登記事項証明書には、その写しを添付しなければならない。
- 2 条例第10条の届出書は、別記第7号様式によるものとする。

### (事業報告書等の提出部数等)

- 第10条 条例第12条の規定により提出しなければならない法第28条第1項に規定する事業報告書等は、2部とする。
- 2 条例第12条の届出書は、別記第8号様式によるものとする。

# (事業の成功の不能による解散の認定の申請手続)

第11条 条例第14条の申請書は、別記第9号様式によるものとする。

#### (解散の届出手続)

- 第12条 条例第15条の届出書は、別記第10号様式によるものとする。
- 2 前項の届出書には、解散の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

# (清算人の就任の届出手続)

- 第13条 条例第16条の届出書は、別記第11号様式によるものとする。
- 2 前項の届出書には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

### (残余財産の譲渡の認証の申請手続)

第14条 条例第17条の申請書は、別記第12号様式によるものとする。

#### (清算結了の届出手続)

- 第15条 条例第18条の届出書は、別記第13号様式によるものとする。
- 2 前項の届出書には、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

# (合併の認証の申請手続)

第16条 条例第19条第1項の申請書は、別記第14号様式によるものとする。

2 法第34条第5項において準用する法第10条第1項及び条例第19条第1項の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第34条第5項において準用する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

### (合併の登記の届出手続)

- 第17条 条例第21条の届出書は、別記第15号様式によるものとする。
- 2 法第39条第2項において準用する法第13条第2項及び条例第21条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第39条第2項において準用する法第13条第2項の登記事項証明書には、その写しを添付しなければならない。
- 3 法第39条第2項において準用する法第13条第2項及び条例第21条の規定により前項の届出書に添付しなければならない法第39条第2項において準用する法第13条第2項の財産目録は、2部とする。

# (身分証明書)

第18条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の身分を示す証明書は、別記第16号様式によるものとする。

### (認定等の申請手続)

- 第19条 条例第22条(条例第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の申請書は、別記第17号様式によるものとする。
- **2** 条例第22条の規定により前項の申請書に添付しなければならない法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。
- 3 条例第29条において読み替えて準用する条例第22条の規定により第1項の申請書に添付しなければならない法 第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

#### (認定の有効期間の更新の申請手続)

- 第20条 条例第23条の申請書は、別記第18号様式によるものとする。
- 2 法第51条第5項において法第44条第2項第1号に係る部分を除いて準用する同項及び条例第23条の規定により 前項の申請書に添付しなければならない法第51条第5項において法第44条第2項第1号に係る部分を除いて準用 する同項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

#### (認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出手続等)

- 第21条 条例第24条第1項に規定する場合における第6条及び第8条から第10条までの規定の適用については、第6条中「条例第7条第1項」とあるのは「条例第24条第1項の規定により読み替えて適用する条例第7条第1項と、同条第2項中「法第23条第1項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条第1項」と、「2部」とあるのは「1部」と、第8条中「条例第9条」とあるのは「条例第24条第1項の規定により読み替えて適用する条例第9条」と、同条第2項中「法第25条第6項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項」と、「2部」とあるのは「1部」と、第9条第1項中「法第25条第7項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第1項の規定により読み替えて適用する条例第10条」と、同条第2項中「条例第10条」と、「2部」とあるのは「条例第24条第1項の規定により読み替えて適用する条例第10条」と、同条第2項中「条例第10条」とあるのは「条例第24条第1項の規定により読み替えて適用する条例第10条」と、第10条中「条例第12条」とあるのは「条例第24条第1項の規定により読み替えて適用する条例第12条」と、同条第1項中「2部」とあるのは「1部」とする。
- 2 条例第24条第2項の届出書は、別記第19号様式によるものとする。

### (認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出手続)

**第22条** 条例第25条の届出書は、別記第20号様式によるものとする。

# (役員報酬規程等の提出部数等)

- 第23条 条例第27条第1項の規定により提出しなければならない法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類は、それぞれ2部とする。
- 2 条例第27条第1項の届出書は、別記第21号様式によるものとする。
- 3 条例第27条第2項の規定により提出しなければならない条例第26条第3項の書類は、2部とする。
- 4 条例第27条第2項の届出書は、別記第22号様式によるものとする。

# (特例認定特定非営利活動法人についての認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第24条 条例第30条に規定する場合における第3条及び第21条から前条までの規定の適用については、第3条中「、第13条第1項及び第28条第1項」とあるのは「及び第13条第1項並びに条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第28条第1項」と、第21条第1項中「条例第24条第1項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第24条第1項」と、「法第52条第1項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第24条第2項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第24条第2項」と、第22条中「条例第25条」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第25条」と、前条第1項中「条例第27条第1項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第27条第1項」と、「法第54条第2項第2号から第4号まで」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号から第4号まで」とあるのは「法第62条において準用する法第54条第2項第2号から第4号まで」と、「2部」とあるのは「1部」と、同条第2項中「条例第27条第1項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第27条第1項」と、同条第3項中「条例第27条第2項とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第27条第2項」と、「条例第26条第3項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第26条第3項」と、「2部」とあるのは「1部」と、同条第4項中「条例第27条第2項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第26条第3項」と、「2部」とあるのは「1部」と、同条第4項中「条例第27条第2項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第26条第3項」と、「2部」とあるのは「1部」と、同条第4項中「条例第27条第2項」とあるのは「条例第30条の規定により読み替えて適用する条例第27条第2項」とする。

#### (認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請手続)

- 第25条 条例第31条第1項の申請書は、別記第23号様式によるものとする。
- 2 法第63条第1項の認定について同条第5項において準用する法第44条第2項の規定により前項の申請書に添付 しなければならない法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞ れ2部とする。
- 3 法第63条第2項の認定について同条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の規定により第1項の申請書に添付しなければならない法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ2部とする。

## (電子情報処理組織による申請等の手続)

- 第25条の2 条例第32条の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成16年内閣府令第19号)第4条第1項の規定による内閣総理大臣が告示で定めるところの例により、次に掲げる事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。
  - (1) 申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
  - (2) 申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)
- 2 法、条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする(副本又は写しを正本と併せ必要とする場合を含む。)

申請等について、前項の規定により当該複数の書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力 した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

#### (電磁的記録による縦覧等の方法)

第26条 条例第32条の規定に基づき書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録(法第14条の9第1項に 規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネット を利用する方法、第3条に規定する縦覧等の場所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に 記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

# (特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存の方法)

- 第27条 特定非営利活動法人は、条例第33条の規定に基づき書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。
  - (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録 媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。) をもって調製するファイルにより保存する方法
  - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的 記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製 するファイルにより保存する方法
- 2 特定非営利活動法人は、前項の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 必要に応じて電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに、明瞭な状態かつ整然とした形式で、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができる措置。
  - (2) 電磁的記録に記録されている事項について、保存すべき期間中における当該事項を記録したファイルの改変、 滅失及び毀損を防止する措置

#### (特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成の方法)

第28条 特定非営利活動法人は、条例第33条の規定に基づき書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成 を行う場合は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録 媒体をもって調製する方法により行わなければならない。

### (特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等の方法)

第29条 特定非営利活動法人は、条例第33条の規定に基づき書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

### 附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成11年4月1日規則第49号抄)(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)附 則(平成14年4月1日規則第47号の3抄)(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第28号)

- この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 15 年 4 月 1 日規則第 43 号抄) (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月1日規則第5号)

- この規則は、平成17年3月7日から施行する。 附 則 (平成19年3月27日規則第34号)
- この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 19 年 4 月 1 日規則第 44 号抄) (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。附 則 (平成20年4月1日規則第41号抄)(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。附 則 (平成20年12月1日規則第97号抄) (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。附 則(平成21年4月1日規則第43号抄) (施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成24年3月23日規則第18号)
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 (平成24年7月13日規則第66号)
- この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日規則第14号)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則(令和3年4月1日規則第32号抄)(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。附 則(令和3年7月16日規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

# (経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県特定非営利活動促進法施行細則(次項において「新規則」という。)別記第21号様式の規定は、高知県特定非営利活動促進法施行条例第27条第1項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条例第30条において読み替えて準用する同条例第27条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下この項において「認定特定非営利活動法人等」という。)がこの規則の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の高知県特定非営利活動促進法施行細則別記様式(別記第21号様式を除く。)は、新規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(令和5年7月14日規則第93号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年4月1日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。